

## 役員及び評議員並びに選考委員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人藤森科学振興財団（以下、「本財団」という。）定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員並びに選考委員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本財団を主たる勤務場所とし、本財団の職員と同様の勤務時間、職務に従事する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条により置かれる者をいう。
- (5) 選考委員とは、定款第4条第1項に掲げる事業の助成対象の審査、選考等に関する事項を審議する者をいう。
- (6) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称いかんにかかわらず。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 本財団は役員等及び選考委員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 常勤役員の報酬は、各人への各年度の総額が100万円を超えない範囲で支給することができる。
3. 前項に定める報酬のほか常勤役員には、第7条第2項に規定する通勤手当を支給することができる。
4. 非常勤役員及び評議員には、本財団の理事会若しくは評議員会並びに本財団が定める行事等（以下、「会議」という。）に出席したとき又は監査業務等を実施したときに報酬及び費用を支給する。ただし、職務の態様から月額報酬を支給することが適当と認められる場合には評議員会の承認を得て月額報酬とすることができる。
5. 選考委員には、本財団の選考委員会に出席したときに報酬及び費用を支給する。

選考にあたっては、審査料を支給することができる。

6. 役員等には、賞与及び退職金は支給しない。

#### (報酬の額の決定)

第4条 本財団の役員等及び選考委員の報酬は、次のとおりとする。

2. 非常勤理事の報酬の額は、一人1日につき 11,000 円（法令の定めるところにより控除すべき金額を含めた金額）とする。
3. 非常勤監事の報酬の額は、会議出席において一人1日につき 11,000 円（法令の定めるところにより控除すべき金額を含めた金額）、監査業務において年次監査報告1回につき 33,000 円（法令の定めるところにより控除すべき金額を含めた金額）とする。
4. 評議員の報酬の額は、一人1日につき 11,000 円（法令の定めるところにより控除すべき金額を含めた金額）とする。
5. 選考委員の報酬の額は、一人1日につき 11,000 円（法令の定めるところにより控除すべき金額を含めた金額）とする。審査料は理事会の決議により決定する。
6. 常勤役員の報酬の額は、理事については理事会の決議により、監事については監事の協議により決定する。

#### (報酬等の支払方法)

第5条 役員等及び選考委員の報酬及び費用は、その金額を本人の指定する本人名義の金融機関口座に、振り込むものとする。

#### (報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬は、その月の月額的全額を毎25日に支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは、その直前の金融機関営業日に支給する。

2. 非常勤役員及び評議員並びに選考委員の報酬は、その月の合計額をまとめて、その月末に支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは、その直前の金融機関営業日に支給する。

#### (費用)

第7条 本財団は、役員等及び選考委員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

2. 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、発行する定期券の3ヶ月を支給単位期間とし、その支給単位期間に対応する通用期間の定期券の勤務地までの経済路線価

額を一括支給する。

3. 通勤手当を支給される常勤役員で、離職等の事由により、通勤のため運賃等の負担を要しなくなった者については、その事由が生じた後の期間につき、各交通機関が定める額を返納させるものとする。
4. 役員及び評議員並びに選考委員が本財団の理事会及び評議員会並びに選考委員会に出席したとき又は監事が監査業務等を実施したときの交通費は原則実費相当額を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

附 則

本規程は、2018年10月27日の理事会決議により決定し、2018年11月12日の評議員会において追認され、2018年10月27日から施行するものとする。

制定	2018年10月27日
改定	2019年6月4日
改定	2019年9月2日
改定	2021年8月18日